

# 市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

【申告受付期間】 2月16日(木)～3月15日(木)  
【受付時間】 平日の午前8時45分～午後4時(開場午前8時)  
【場 所】 市保健センター2階の研修室および会議室

## 日曜日の申告相談は…

牛久市役所 2月19日と26日の日曜日に限り、午前8時45分から午後3時

竜ヶ崎税務署 2月19日と26日の日曜日に限り、午前8時30分～午後5時

業務内容 確定申告書用紙の配布、申告相談(電話相談含む)、確定申告書の受け付けや納付相談  
※現金納付の窓口業務は行いません。

※税務署では、3月4日と11日の日曜日に限り、東日本大震災で被災された方からの所得税、消費税および贈与税に関する電話相談(☎0297-66-1303)を受け付けます(電話相談のみとなります)。

## ●市県民税(住民税)申告について

- ・市県民税の申告書は、2月15日(水)以前でも提出できませんが、閉庁日および時間外の受け付けは行っていません。
- ・郵送による提出もできません。

※市役所での受け付けができない申告内容は次のとおりです。

- ① 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災により被害を受けた事業用の資産がある場合。
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方。
- ③ 初めての事業所得などの申告で収支内訳書を作成するのが困難な方。
- ④ 配当所得、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告をされる方。
- ⑤ 平成22年分以前の所得税などの申告をされる方(更正の請求を含む)。

## ●所得税の確定申告について

- ・確定申告書用紙は、国税庁ホームページから入手、または市税務課

課窓口でお渡しできます。

- ・所得税の還付申告は、2月15日(水)以前でも、申告書を提出することができませんので、税務署へ提出してください(市役所では受け付けしていません)。

・確定申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函(とうかん)により提出することができます。

・国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

・e-Tax(国税電子申告・納税システム)は1月16日(月)の午前8時30分から所得税の確定申告期限の3月15日(木)までは祝日などを含めて、24時間利用できます(メンテナンス時間を除きます)。「確定申告書作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。

## ●公的年金等を受給されている方へ

### 【平成23年度税制改正のお知らせ】

- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。

問い合わせ

### 【確定申告について】

竜ヶ崎税務署(〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5) ☎0297-66-1303(自働音声案内。相談内容に応じて「0」「1」「2」の番号を選択してください)

### 【市県民税の申告について】

市税務課 ☎内線1056～1059

## 雑損控除等個別相談会のご案内 ～東日本大震災により被害を受けられた方へ～

この震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成22年分または平成23年分の所得税の全部または一部を軽減することができます場合があります。竜ヶ崎税務署および市では、申告相談会を下記のとおり共同開催しますのでご利用ください。

●日時 2月8日(水)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時

●場所 市保健センター研修室(2階)

※当日は混雑することが予想されますので、お早めにお越しください。

※なお、上記以外でも、竜ヶ崎税務署では申告相談を受け付けています。

### ●手続きに必要な書類

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書など)
- ②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書など)
- ③被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書など)
- ④被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの(保険金の支払通知書など)
- ⑤市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- ⑥還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名および口座番号の分かるもの(申告される方名義の通帳など)
- ⑦平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方はその控え、確定申告書を提出していない方は、平成22年分または平成23年分の所得金額や所得控除額の分かるもの(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
- ⑧印鑑

## 還付申告相談会場のご案内

●開設場所 取手市役所藤代庁舎(〒300-1592取手市藤代700)※右記地図参照。

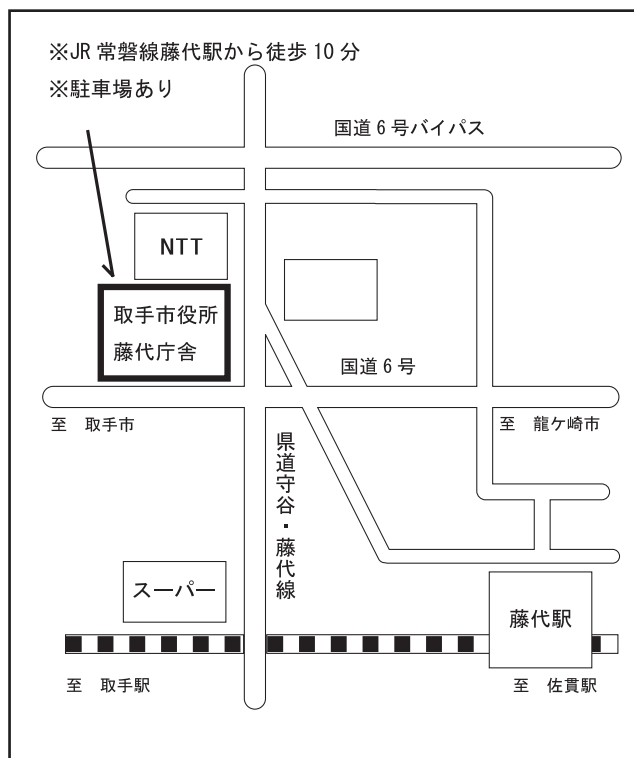
●開設期間 2月7日(火)～10日(金)

●受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時  
(受け付けは、混雑状況によって早めに終了することがあります)

### ●対象

- (1) 給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方で医療費控除、住宅借入金等特別控除および雑損控除などを受けられる方
- (2) 中途退職した方などで、給与所得について年末調整がお済みでない方

※給与、年金以外の所得(事業所得、不動産所得、不動産や株式などの譲渡所得)のある方や、贈与税、消費税の相談は、竜ヶ崎税務署別館申告相談会場をご利用ください。



問い合わせ 竜ヶ崎税務署(〒301-8601龍ヶ崎市川原代町1182-5) ☎0297-66-1303(自動音声案内)